

南九州市水道事業管理規程第 1 号

南九州市水道事業公印の押印の特例に関する規程を次のように定める。

令和 8 年 6 月 11 日

南九州市公営企業管理者
南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市水道事業公印の押印の特例に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、行政事務の効率化を図るため、規程による施行に用いられる文書（以下「施行文書」という。）への公印の押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の省略)

第 2 条 施行文書は、規程の定めにかかわらず、次に掲げるものを除き、公印の押印を省略できるものとする。

- (1) 法令等の規定により公印の押印が義務付けられているもの
- (2) 許可・認可等の行政処分に関する文書（申請どおりの決定をする文書を除く。）
- (3) 権利義務又は法的地位に重大な影響を及ぼすもの
- (4) 儀礼的に公印を押印すべきもの
- (5) 各種証明に関するもの
- (6) その他管理者が特に必要と認めるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 8 年 6 月 11 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日より適用する。

(経過措置)

- 2 この規程の規定により公印を省略できる文書は、規程の定めにかかわらず、規程が改正されるまでの間、所要の調整をし、施行文書とすることができる。